

指定介護老人福祉施設
美山ユニット特養ホーム運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人阿部睦会が開設する、特別養護老人ホーム美山ユニット特養ホーム(以下「施設」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある入所者及び入居者(以下「利用者」という)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は入所者に対し、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭に置いて入浴、排泄、食事等の介護、相談援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを行う。
2. 施設は入居者に対し、入居者へのサービス計画に基づき入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅における生活への復帰を念頭に置いて入居前の居宅における生活と入居後の生活が連携したものとなるよう配慮しながら各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援する。
 3. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 4. 常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 美山ユニット特養ホーム
- (2) 所在地 神奈川県三浦市初声町下宮田1846番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名 施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 医師(嘱託医3名含む) 3名 利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
3. 生活相談員 2名 利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適正なサービスが提供されるよう、施設内の調整、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
4. 看護職員 5名 常に利用者の健康状態を的確に把握し、必要に応じ健康維持のための適切な措置を採る。
5. 介護職員 20名 常に利用者の心身の状況等を的確に把握し適切な介助を行う(常勤15名、非常勤5名)
6. 栄養士 1名 栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を行う。
多職種協同により利用者毎に栄養状態をアセスメントし、個々の嚥下機能に着目した食物の形状等を含めた栄養ケア計画の策定とこれに基づく栄養管理、定期的な評価を行う。
7. 機能訓練指導員 5名 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止する為に必要な機能訓練を行う。
8. 介護支援専門員 1名 利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来る

9. その他の職員

ように支援するための施設サービス計画を作成する。
職務内容に於いて必要な職員を置く。

(入所定員)

第5条 入居定員は30名、ショート定員10名とする。

2. 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて利用できない。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第6条 ユニット数は4ユニットとし、ユニット毎の入居定員は10名とする。

(施設の入所者へのサービスの提供の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 施設入所者へのサービスの内容は次のとおりとする。

1. 介護保険給付サービス

- (1) 入浴、排泄、食事摂取、衣類の着脱等の介護、その他の日常生活上の援助
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理及び療養上の援助
- (4) 機能回復訓練
- (5) 通院・入院移送（但し、第11条に規定する協力病院より近距離の医療機関に限る）
- (6) 付添いサービス（但し、三浦市内、横須賀市内までとする）
- (7) 教養・娯楽設備の提供及びレクリエーションの実施
- (8) 相談及び援助
- (9) 行政手続きの代行

2. 介護保険給付外サービス

- (1) 外出付添いサービス、外出移送サービス
- (2) 理容料・美容料
- (3) 買い物代行サービス
- (4) 特別な行事・旅行への参加サービス
- (5) 財産の保全・管理サービス（利用者の希望により出納管理費に該当）
- (6) 誕生会・季節の行事食の提供サービス
- (7) その他施設利用者が必要とし、施設が認めたサービス

3. 利用料その他の費用の額

- (1) 入所者は介護保険給付サービスを受けた時は、介護報酬告示の額から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担：サービス料金の1割あるいは2割、3割）施設に支払う。
- (2) 入所者は介護保険給付以外サービスについては、別に定める所定の料金を施設に支払う。
- (3) 前項の支払いを受ける場合には、利用者その家族に対し事前に文書を交付して説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。
- (4) 利用料及び費用の額は（別表1）のとおりとする。

第8条 サービスの内容は次のとおりとする。

1. 介護保険給付サービス

- (1) 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活が出来るよう支援する。
- (2) 入居者の心身の状況等を常に把握し自立した生活が出来るよう支援する。

- (3) 上記以外の部分にあつては第7条第1項に定める介護保険サービスを提供する。
2. 介護保険給付サービスの提供及び利用料、その他の費用の額は第7条第3項(1)及び(4)の定めるところによる。
 3. 介護保険給付サービス外の提供及び利用料、その他の費用の額は第7条第3項(2)及び(4)の定めるところによる。
 4. 前項の支払いを受ける場合には、第7条第3項(3)の定めるところによる。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者は、別に定める入所契約を施設経営者との間でとりおこなうものとする。
2. 施設の利用に当たって、医師の診断や日常生活上の留意事項、健康状態、利用者本人や家族の希望等を職員に情報提供し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けられるよう留意する。
 3. 前項2をもとに施設の介護支援専門員が作成した施設介護サービス計画を確認し、同意欄に署名を行う。
 4. 緊急時には、家族は迅速に対応し、協力ができるように留意する。
 5. 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 6. 利用者は、サービスに係わる利用料等を、当該サービスを利用した月の翌月28日までに銀行振込みで支払うものとする。

(非常災害対策)

- 第10条 施設は、非常災害に備えて必要な設備を設け防災、避難に関する計画を作成する。
2. 非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
 3. 非常災害時緊急連絡網を(046-887-1239)と設定する。

(協力病院等)

- 第11条 入院治療を必要とする利用者のために、「三浦市立病院・横須賀市立市民病院」を協力病院とする。また「原歯科医院」を協力歯科医療機関と定める。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 施設は、サービス提供を行っている時に、入所者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者(施設長)に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

- 第13条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らしてはならない。
2. 職員に対しては、退職後も業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため雇用契約の内容とする。

3. 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ利用者の同意を得る。

(虐待防止)

第14条 高齢者への虐待については「高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれる状態に置かれる事」と広く捉え、虐待を防止する為の体制を整備する。
虐待防止の為の措置に関する事項は、「虐待防止指針」に定めるところにする。

(身体的拘束)

第15条 身体拘束については原則行わない。
緊急やむを得ず、三つの要件(切迫性・非代替性・一時性)を満たした上で身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、家族等にも説明を行い、確認書に署名を頂く。
身体的拘束等の適正化に関する事項は、「身体的拘束等適正化に関する指針」に定めるところとする。

(苦情処理)

第16条 施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口及び担当者設置、事実関係調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2. 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、提示の求め、また市町村職員から質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合には、それに従い必要な改善を行う。
3. サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第17条 施設は運営にあたって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第18条 施設は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2. 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(入退所)

第19条 施設利用予定者の入所は別に定める入所判定会議、退所に際しては契約書の規定による。

(記録の保存)

第20条 施設は提供したサービスの内容を記録し保存しておくものとする。

(職員研修)

第21条 職員の資質の向上を図るため、以下のとおり研修の機会を設ける。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 新任採用時研修 | 採用後1か月以内 |
| (2) 継続研修 (施設内・外) | 月1回以上 |
| (3) OJT | 毎日 (通常の業務内) |
| (4) CS サービス研修 | 毎日 (通常の業務内) |

(委任)

第22条 この規程に定める事項のほか、施設の運営に関する重要事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日改正。
平成17年10月 1日改正。
平成18年 4月 1日改正。
平成18年12月 1日改正。
平成20年 6月 1日改正。
平成21年 4月 1日改正。
平成21年 6月 1日改正。
平成23年11月 1日改正。
平成24年10月25日改正。
平成24年12月19日改正。
平成25年 9月 1日改正。
平成26年 4月 1日改正。
平成27年 4月 1日改正。
平成27年 8月 1日改正。
平成27年12月 1日改正。
平成31年 4月 1日改正。
令和 1年10月 1日改正。
令和 3年 8月 1日改正。
令和 3年11月 1日改正。
令和 4年10月 1日改正。
令和 5年10月 1日改正。
令和 6年 1月 1日改正。
令和 6年 4月 1日改正。
令和 6年 6月 1日改正。
令和 6年 8月 1日改正。

美山ユニット特養ホーム（ユニット型個室）利用料金表/計算書

保険内料金 負担割合 地域単価 保険外料金

経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 I

要区分	単位数	日額
要介護度 1	768 単位	923 円
要介護度 2	836 単位	1,005 円
要介護度 3	910 単位	1,093 円
要介護度 4	977 単位	1,174 円
要介護度 5	1043 単位	1,253 円
要介護度		円

日次の加算

加算名称	単位数	日額
日常生活継続支援加算	46 単位	55 円
看護体制加算 I イ	6 単位	7 円
精神科医療養指導加算	5 単位	6 円
	単位	0 円
	単位	0 円
小計		68 円

月次の加算

加算名称	単位数	月額
科学的介護推進体制加算	50 単位	60 円
	単位	0 円
	単位	0 円
排泄支援加算 (改善状況に応じて10~20単位)	10 単位	12 円
小計		72 円

その他の加算 令和6年6月から変更予定

加算名称	単位数	算定額
※福祉施設初期加算 (入居/長期入院退院後30日間のみ計上)	30 単位	36 円
※安全対策体制加算 (入居月のみ1回計上)	20 単位	24 円
	単位	0 円
介護職員等処遇改善加算 (I)	利用総単位数の	14.0%

看取り介護体制加算

加算名称	単位数	日額
※死亡日の45日~31日前	72 単位	87 円
※死亡日の30日前~3日前	144 単位	173 円
※死亡日の前日・前々日	680 単位	817 円
※死亡日	1280 単位	1,538 円

食費 円

減免あり	第1段階	300 円
	第2段階	390 円
	第3段階①	650 円
	第3段階②	1,360 円
	第4段階(減免なし)	1,850 円

居住費 円

令和6年8月から変更予定

減免あり	第1段階	880 円
	第2段階	880 円
	第3段階①	1,370 円
	第3段階②	1,370 円
	第4段階(減免なし)	2,800 円

その他 円

出納管理費(日額70円)	2,170 円
季節行事食(月額)	1,250 円
誕生日食(月額)	1,250 円
	円
	円
	円
※ 買い物代行費	300 円
※ 外出移送付添費	1,300 円
※ 理美容費	1,500 円
※ 個室TV持込使用料	500 円
※ 芙蓉会費	300 円

物品販売 円

ボックスティッシュ	100 円
	円
	円

月間概算利用料金

要介護度 1	179,622 円	要介護度 3	184,911 円
要介護度 2	182,155 円	要介護度 4	187,407 円
		要介護度 5	189,865 円

※ 上記の金額には、嘱託医の往診費及びお薬代、『※』の料金は含まれておりません。

※ 上記の金額は食費、居住費が第4段階(限度額認定証なし)での計算です。